

## 第1章 計画策定の基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

「食」は、人間が生きていく上で基本的な営みの一つであり、心身ともに健康な生活を送るために、健全な食生活は欠かせないものです。また、「食」は家族や友人、知人とのつながりを深める等の大切な役割も担っています。

しかし、近年、社会経済情勢の目まぐるしい変化とともに、市民のライフスタイルが多様化し、食生活も大きく変化しました。急速な少子高齢化や三世代家族の減少等で家庭の機能が弱まり、家庭で受け継がれてきた伝統的な食文化が失われつつあります。一方で、食の大切さに対する意識が希薄になり、栄養バランスの偏りや不規則な生活等の影響による基本的な食習慣の乱れから、肥満や生活習慣病の増加、ダイエット志向からの痩せすぎの問題も生じています。

このようなことから、私たち一人一人が「食」について関心を持ち、「食」に関する知識と選択する力を養い、自ら心身の健康を守り、心豊かに生活できるよう、「食」について見つめ直すことが、今まさに重要となっています。そのためには、市民一人ひとりが自らの意思で食育運動を推進すること、地域・行政・関係団体等が推進することを明確にして、積極的に実践していくことが必要です。

国においては「食育」を社会全体の問題として捉え、平成17年6月に「食育基本法」を制定するとともに、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定し、新潟県においても平成19年3月に「新潟県食育推進計画」を策定して、国民及び県民運動として食育を推進していく姿勢を明らかにしました。

そうした中、市では「食」の重要性を再確認し、市民みんなで食育を推進するための総合的な計画を作ることとし、ここに「胎内市食育推進計画」を策定します。

## 第2節 基本理念

胎内市の基本構想である「自然が活きる、人が輝く、交流のまち 胎内」を目指し、胎内市では健康づくりのゴールを「その人らしい豊かな人生の構築」としました。病気にならないように、「病気ゼロ」だけを目標とするのではなく、たとえ病気があっても元気に過ごせるように『心身のマイナス要因を減らす』といった疾病対策と、『心身のプラス要因を増やす』といった元気対策を二軸とした、その人にあったバランス加減を大切にする総合的な健康づくり事業を実施しています。

胎内市の基本構想 「自然が活きる、人が輝く、交流のまち 胎内」を

目指して、様々な部門で活動を行っています。  
健康づくり部門のねらい

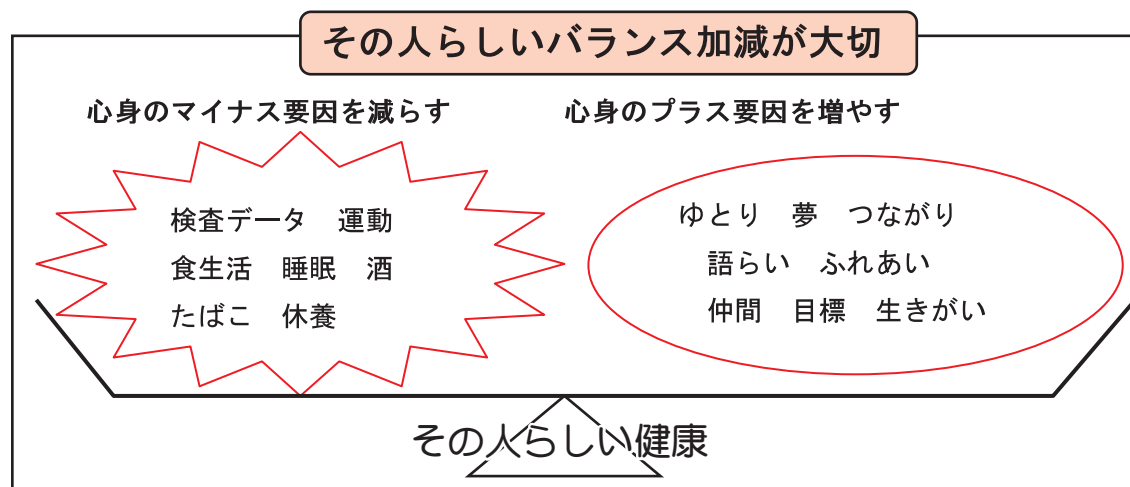


健康たいない21の基本理念 「自分らしい豊かな人生の構築」

大目標 「自分の明日に向かってともに元気になれるまち」



自分らしい豊かな人生を送るために…



病気と元気の関係の図 健康たいない21より

今回の胎内市食育推進計画策定にあたっては、「病気へらし」と「元気ふやし」の2軸とした、「食」を通じての健康づくりを目指しています。

本計画策定にあたっては「胎内市食育推進計画策定委員会」を設置し、検討しました。

また、いろいろな関係機関や保健推進員や食生活改善推進委員など地区組織の皆様とワークショップや、庁内担当者間の話し合いを通して、子どもから高齢者までのライフステージごとの現状や課題、望む姿等についてたくさんの意見が出されました。出てきた意見は、それぞれ対象者や担当者は違っても、胎内市の食の恵みに感謝し、ふるさと胎内の良さを知って、豊かなところとからだを育んでもらいたいという願いにつながっていました。

そこで、本計画の基本理念の究極の望む姿として、「ふるさと胎内の恵みに感謝！食で育む豊かなところ 元気なからだ」をあげ、食育計画を推進することとしました。これまでもそれぞれの分野で様々な食育の取り組みがなされてきましたが、これを機会に食育の目標を共有し、共通認識のもと市民・地域・行政・関係団体等が連携して目指す姿に向かって推進していきたいと考えております。



## 目指す姿

ふるさと胎内の恵みに感謝！  
食で育む豊かなところ 元気なからだ

## 基本方針

① 健康につながる食生活の確立

② 地産地消の推進

③ 食文化の伝承・発展

④ 食を取り巻く環境問題への取り組み

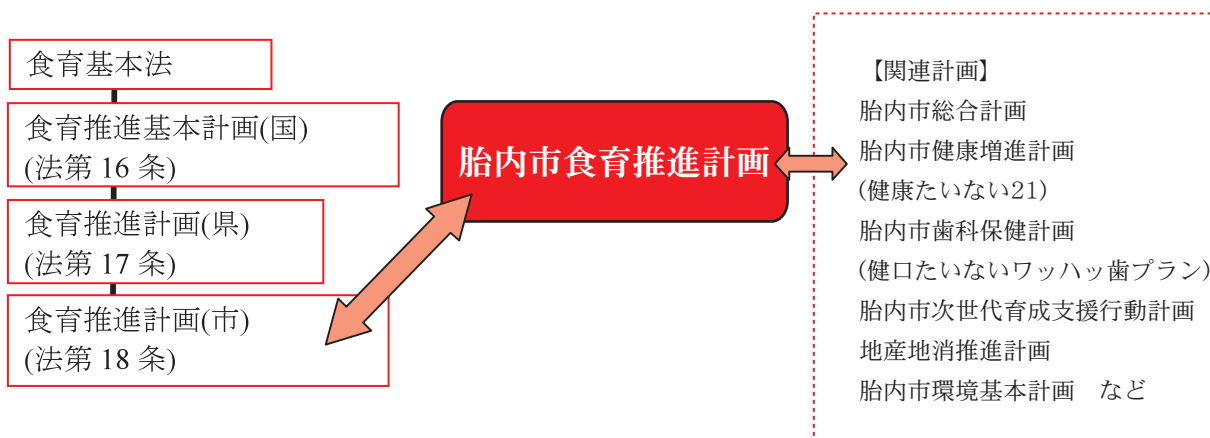
⑤ 人づくり、市の活性化



### 第3節 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、新潟県食育推進計画と連携を図り策定します。

また、胎内市総合計画、胎内市健康増進計画（健康たいない21）、胎内市歯科保健計画（健口たいないワッハッ歯プラン）、胎内市次世代育成支援行動計画、地産地消推進計画、胎内市環境基本計画との整合性を図りつつ、食育を推進するための基本的な考え方を明らかにするとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置づけるものです。



「食育」とは  
食育基本法(平成17年6月制定)の中では「食育」を次のように位置づけています。

- \*生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- \*様々な経験を通じた「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

### 第4節 計画の期間

本計画の推進期間は、平成24年度から28年度の5か年とします。